



労審発第 769号  
平成26年12月16日

厚生労働大臣  
塩崎 恒久 殿

労働政策審議会  
会長 樋口 美雄

平成26年12月16日付け厚生労働省発基1216第2号をもって諮詢のあった「中小企業退職金共済法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

写

平成26年12月16日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

勤労者生活分科会

分科会長 宮本 みち子

「中小企業退職金共済法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令案要綱」について

平成26年12月16日付け厚生労働省発基1216第2号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。



平成26年12月16日

勤労者生活分科会

分科会長 宮本 みち子 殿

中小企業退職金共済部会

部会長 勝 悅子

「中小企業退職金共済法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令案要綱」について

平成26年12月16日付け厚生労働省発基1216第2号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

「中小企業退職金共済法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令案要綱」について、厚生労働省案は、妥当と認める。